

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約に係る事項

（1）電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約については、環境配慮契約に基づく電気の供給を受ける契約を令和元年度から3年間の契約期間で一般競争入札により交わしており、令和3年度はその3年目にあたるため、新規の契約はなかった。

（2）自動車の新規購入（交換）及び賃貸借に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

なお、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築物に関する契約には、該当がなかった。

3. その他環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。